分別解体等の方法等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条第1項に基づく書面

(契約書記載の工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事である場合に記入し、契約書に添付すること。)

1 分別解体等の方法

(以下の(1)、(2)、(3)のうち該当する工事にレを付した上、その「工程ごとの作業内容及び解体方法」欄の該当するものにレを付すこと。)

(1) 建築物に係る解体工事

	工程	作 業 内	容	分別	削解体等の方法	
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材の	取り外し	手作業		
工程ごとの作業内容及び解体		有	₩	手作業	・機械作業の併用	
				併用の場合の	D理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外	U	手作業		
		有	₩	手作業	・機械作業の併用	
				併用の場合の	D理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部は	分の取り壊し	手作業		
		有	₩	手作業	・機械作業の併用	
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取	り壊し	手作業		
方法		有	!!!	手作業	・機械作業の併用	
	その他 ()	その他の取り壊し		手作業		
		有	!!!	手作業	・機械作業の併用	

(2) 建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ご	造成等	造成等の工事	手作業
		有 無	手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	手作業
との		有 無	手作業・機械作業の併用
作	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	手作業
業内		有 無	手作業・機械作業の併用
容及	屋根	屋根の工事	手作業
が解し		有無無	手作業・機械作業の併用
体	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事	手作業
方法		有 無	手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の取り壊し	手作業
		有 無	手作業・機械作業の併用

(3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

	工程	作業	内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
工程ごとの作業内容及び解	仮設	仮設工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	土工	土工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
体	本体付属品	本体付属品の工事		手作業
方法		有	無	手作業・機械作業の併用
	その他 ()	その他の工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用

		有	無	手作業・機械作業の併用	
2	解体工事に要する費用 (上記 1 (1)の場合及び(こと)	
				_円(消費税及び地方消費税を含む)	
3	再資源化等をするための	施設の名称及	ひ所在地		
	特定建設資材廃棄物の 種類	ħ	施設の名称	施設の所在地	
4	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (請負人の見積金額)				
				_ 円(消費税及び地方消費税を含む)	